

## 新旧対照表

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(禁止地域等)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>景観地区又は風致地区</u></p> <p>(2) <u>景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(禁止地域等)</p> <p><b>第4条</b> 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>又は風致地区</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地及びその周囲で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第109条第1項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域</p> <p>(3) 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財（建造物に限る。）又は民俗資料（建造物に限る。）の敷地及びその周囲で知事が指定する範囲内にある地域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域</p> <p>(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域</p> <p>(5) 道路又は軌道で、知事が指定する区間</p> <p>(6) 道路又は軌道に接続する地域で、知事が指定する区域</p> <p>(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に規定する公園又は緑地の区域</p> <p>(8) 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域</p> <p>(9) 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域</p> <p>(10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院の</p>

(12) (略)

(禁止物件)

第5条 (略)

(許可地域等)

第6条 (略)

敷地

(11) 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域

(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識及び歩道柵、こま止めの類並びに里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
- (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類

(許可地域等)

第6条 次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 道路（第4条第5号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区間
  - (2) 道路に接続する地域（第4条第6号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区域
  - (3) 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域（第4条第8号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区域
  - (4) 港湾、空港及びこれらの付近の地域（第4条第9号に該当するものを除く。）で、知事が指定する区域
- 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び別表第1に掲げる町村の区域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
- 3 第7条第7項の規定により知事の許可を受けて表示する広告物のうち、前2項の

(適用除外)

第7条 (略)

2～7 (略)

許可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可を受けたものとみなす。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び第6条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件

(4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件

(5) 軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が他の都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に存するものに表示される広告物であつて、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物条例の規定に従つて表示されるもの

(7) 人、動物、車両（軌道車両及び自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物

(8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

(9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの

- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定は、適用しない。
- (1) 第5条第8号又は第9号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、第5条に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
  - (3) 前2号に掲げる掲出物件
- 4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第6条の規定は、適用しない。
- 5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれの掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。
- 7 軌道車両に表示される広告物で、第2項第5号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

(新設)

8 公益上必要な施設又は物件で、知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

(新設)

9 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、その広告料収入を地域における公共的な取組であつて知事が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号を除く。）の規定は、適用しない。

10 (略)

(管理義務)

第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第14条の2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。

8 公益上必要な施設又は物件で、知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合には、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(管理義務)

第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は これらを管理する者 は、これらに関し補修 その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(新設)

(新設)